令和９年度

行船公園業務委託
プロポーザル募集要項

令和８年 11 月

江戸川区

【企画参加事業者募集の主旨】

江戸川区（以下「区」という。）では、「ゆたかな心　地にみどり」の合言葉のもと、区民と一体となって緑化運動を作り上げてきました。その中でも行船公園は江戸川区の魅力を高める重要な資源であり、様々な機会を捉えて江戸川区の魅力を広く情報発信しています。

この度、**「令和 9 年度　行船公園業務委託」**について創意工夫あふれる企画提案を募り、それらの提案の中から行船公園の魅力をさらに高め、かつ実効性が高いと評価される応募者について委託予定事業者として選定します。

〇行船公園業務委託に関する江戸川区の考え方

１．　行船公園は、園内に源心庵、平成庭園、噴水池、釣池などがあり、区立公園として最も古い公園（昭和２５年開園）の一つで、四季を通じて多くの方々が訪れる公園です。区では、魅力あふれる公園を目指しています。

２．　区は業務を受託した事業者に対し施設を提供します。その施設については区が管理し、受託事業者が運営します。

３．　行船公園をより一層、魅力あふれる公園にするため、受託業者の公園管理・運営のノウハウと、効率的で丁寧な業務の管理・運営を期待します。

【業務委託概要】

１．業務委託概要

（１）施設運営業務
（２）公園管理業務
（３）建物等管理業務
（４）その他、区が指示する業務

２．業務委託箇所

江戸川区立行船公園（江戸川区北葛西 3-2-1）

３．面積　29,752 ㎡

※自然動物園（4,900 ㎡）を除く

４．管理施設

（１）平成庭園（日本庭園・源心庵・釣池・水生池）
（２）広場（噴水池・遊具広場）
（３）手洗所　4 棟
※植栽管理は含みません。

５．業務委託上限額　84,247,000 円

※ただし、令和９年度予算の成立を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合には契約締結の中止や協議による変更を行う場合があります。

６．業務委託期間

（１）本 契 約　　令和 9 年 4 月 1 日　～　令和 10 年 3 月 31 日（１年間）
※受託事業者は業務開始前までに管理運営に関して十分な準備、前受託者と引継ぎを行い、行船公園の運営業務が円滑に実施できるよう体制を整えてください。

（２）委託契約の継続期間について

単年度ごとの業務評価を行船公園業務委託成績評定要領に基づき実施し、評価結果が優秀及び良好の場合、かつ法令違反や重大な瑕疵がない場合、翌年度の委託契約を継続することがあります。なお、継続する場合の契約見積額については受託初年度の予定価格（消費税相当額含まず）に対する落札比率とします。

継続期間は受託初年度より最長５年間といたします。ただし、契約の継続には会計年度の予算成立が条件になります。

また、委託業務の内容又は管理手法に変更等が生じた場合は、成績優秀及び良好であっても委託契約をしない場合があります。

【応募に関する事項】

１．応募者

（１）応募資格

業務委託概要に関して、業務を遂行できる意欲と能力を有する事業者で以下の条件に該当するもの。

① 法人格を有し、都内に本社または支店（営業所）を有すること。

② 官公署において、過去５年間に本件受託業務と類似する受託実績があること。

③ 個人情報に関する社内規定を有すること。

（２）応募者の制限

次に該当する事業者は、応募することはできません。

① 「地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）」第 167 条の 4 の規定に該当する事業者

② 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反し排除勧告を受け、応諾した事業者及び現在審判中の事業者

③ 直近２年間に国税または地方税の滞納がある事業者

④ 江戸川区から指名停止処分を受けている事業者

⑤ 江戸川区長及び区議会議員本人が経営に関わる団体

⑥「江戸川区契約における暴力団等排除に関する特約条項」第１条第１項の規定に該当する事業者

⑦ 銀行取引停止処分を受けているものでないこと

⑧ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成１４年法律第２２５号）に基づく再生手続の申立がなされていないこと

※採用案決定までの間に排除勧告を受け、応諾した事業者及び審判中となった事業者はその時点で辞退すること。

（３）業務の再委託の制限

① 全ての業務を一括して再委託することはできません。

② 個別の業務の再委託には区の承諾が必要です。

③ 応募の段階で再委託を提案する場合は、その旨を提案書に記載してください。

２．応募方法

「１　応募資格」を満たす応募希望事業者は、参加表明書（様式１）に必要事項を記入の上、参加表明書・辞退届提出フォームから送信してください。そのうえで、担当部署に電話連絡をし、申込書の受領状況を確認してください。

申込期限：令和８年 12 月２日（水）午後３時まで

送信先：参加表明書・辞退届提出フォーム

３.スケジュール

募集期間（区ホームページで公開）	令和８年 11 月 18 日（水） ～令和８年 12 月２日（水）
質問書受付期間	令和８年 11 月 18 日（水）午前９時 ～令和８年 12 月２日（水）午後３時
質問回答（電子メールにて全社に回答）	令和８年 12 月 11 日（金）
企画提案書受付期間	令和８年 12 月 14 日（月）午前９時 ～令和９年１月８日（金）午後３時
一次審査（書類審査）	令和９年２月上旬
一次審査結果通知	令和９年２月上旬
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和９年２月中旬
選考結果の公表	令和９年２月中旬

４．企画提案に関する質問及び回答

（１） 応募希望事業者は、企画提案に関する質問を行うことができます。

質問書（様式２）に必要事項を記入の上、質問書提出フォームから送信してください。そのうえで、担当部署に電話連絡をし、申込書の受領状況を確認してください。

質問受付期限：令和８年 12 月２日（水）午後３時まで

送信先：質問書提出フォーム

（２） 質問に対する回答は、メールにて全社に通知します。

（３） 質問と回答についての取り扱いは以下とします。

① 口頭、電話、メール等による質問は一切受け付けません。

② 質問者の名称等は公表しません。

③ 審査に関する質問には回答しません。

④ 同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答します。

⑤ 意見の表明と解されるもの、内容の不明瞭なものについては、回答しません。

５．企画提案書の提出

（１）申込書を提出した事業者は次の書類を一括して提出してください。

様式	書類名	項目
様式３	企画提案書（１）	業務体制
様式４	企画提案書（２）	配置予定人員一覧 （職務に係る資格、経歴、経験等）
様式５	企画提案書（３）	教育体制
様式６	企画提案書（４）	緊急体制
様式７	企画提案書（５）	管理運営業務
様式８	企画提案書（６）	点検・清掃業務
様式９	企画提案書（７）	情報連携
様式 10	企画提案書（８）	環境配慮
様式 11	企画提案書（９）	独自提案
様式 12	見積書	
様式 13	管理委託内訳書	
様式 14	実績調書	

（２）提出方法

提企画提案書提出フォームから送信してください。そのうえで、担当部署に電話連絡をし、受領状況を確認してください。

提案期限：令和９年１月８日（金）午後３時まで

送信先：企画提案書提出フォーム

（３）提出書類についての注意事項は以下となります。

・様式毎に文字が読める向きで PDF 化し、各 PDF のみを提出してください。
・ファイル名の頭に様式番号を入れてください。
・提出期限以降の差し替え及び再提出は認めません。
・受領した書類は返却しません。
・企画提案書（様式３～11）には事業者が特定できる情報（会社名等）は記載しないでください。

（４）プロポーザル参加の辞退について

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、企画提案書の受付期限までに、企画提案用 Logo フォームにて辞退届（様式 15）を提出してください。

なお、企画提案書の受付期限までに「企画提案書」や「辞退届」の提出がなかった場合も辞退とみなします。

６．企画提案

（１）「行船公園管理委託仕様書」に沿った提案をしてください。

（２）企画提案内容は最低限下記を記載してください。

①業務体制（様式３）

組織体制や従業員の勤務体制を記載してください。

・従事する職員数
・責任者不在時の対応体制：副責任者の配置がわかる体系図等
・休日の体制：週休二日制、ローテーション勤務体制、土日祝日の勤務体制等
※ 特に、土日祝日の日中は利用者が多いため、十分な人員配置を行うこと

②配置予定人員一覧（様式４）

配置予定人員一覧に従業員の業務に関する資格や経歴､経験等を記載してください。施設管理に限らず、イベント主催や外国語、茶道・書道・華道などの経験も審査対象とします。

※　提案社と直接雇用関係にある社員（契約社員等を含む）のみとすること。

③教育体制（様式５）

従業員に対する人材育成の取り組みについて記載してください。
・教育：維持管理に関する実務教育
・研修：資格取得、講習会参加等に関する取り組み
・訓練：防災訓練等実施に対する取り組み

④緊急体制（様式６）

災害時の体制や取り組み、緊急時の対応について記載してください。
・利用者対応：利用者への避難指示等の対応
・風水害時の体制：情報収集、事前処置、事後確認等の体制
・震災発生時の体制：事後確認等の体制

⑤管理運営業務（様式７）

行船公園の運営方針について記載してください。
・区民対応：区民サービスを高める取り組み、区民への対応方針
・陳情対応：陳情や問い合わせに対する対応、情報連絡・共有体制
・施設管理：施設管理の方針や取り組み

⑥点検・清掃業務（様式８）

日常の点検・清掃業務の体制や取り組み、具体的な方法を記載してください。また、故障発見時の復旧に対する取り組みについて記載してください。
・自社能力：自社での取り組み
・協力会社：植栽管理業者との連携・シルバー人材センターとの連携や取り組み
・応急対応：故障発見時の原因究明と応急措置に対する取り組み

⑦情報連携（様式９）

通信機器を活用した情報伝達や情報共有の取り組みについて記載してください。
・通信機器の配備状況：タブレット、スマートフォン等の配備状況
・即時性：現地からのリモート通信
・情報共有：区に対する情報共有体制や方法、独自の取り組み

⑧環境配慮（様式 10）

区の脱炭素に対する取り組みへの協力や貢献について記載してください。
・節電や節水：設備運用の効率化に対する取り組み
・環境保全：環境マネジメントシステム認証の取得状況等
　　リサイクルや脱プラスチック、みどりを大切にする取り組み

⑨独自提案（様式 11）

区では、区立公園において、公園を誰もが笑顔になれる「みんなのこうえん」を目指している。行船公園では下記のような課題がある。

Ⅰ．源心庵は区民の生活文化向上の場として設置された施設であるが、十分に活用しきれていない課題がある。今後も公園を利用される皆様に、より気軽にご利用いただけるよう利用方法の改善やPRの実施、魅力的なイベントの企画を模索している。

Ⅱ．行船公園の陳情が自然動物園へ寄せられている事実が確認されている。今後は自然動物園と連携し、本業務委託の中で受付、対応、解決に努めたい。

※上記課題を解決するための実現可能で有効な独自提案を記載してください。

（３）必ず江戸川区条例、施行規則及び要綱に基づいて提案してください。

江戸川区条例、施行規則及び要綱については、江戸川区公式ホームページ上にある、『例規集』より閲覧できます。

江戸川区例規集

第３編　都市環境　／　第２章　環境　／　第１節　環境整備

・江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例

第３編　都市環境　／　第２章　環境　／　第３節　公園、手洗所

・江戸川区立公園条例

・江戸川区立公園条例施行規則

（４）その他

①　「行船公園業務委託」の仕様は別紙の**「行船公園業務委託仕様書」**をご覧ください。

②　行船公園内の「電気・水道料金」は区が負担します。利用に際しては節電・節水に努めてください。

（５）見積書・内訳書（様式12～13）

金額欄はすべて記載してください。記載していない場合は失格とします。

※提案内容に即した見積を提出してください。

※コスト削減策がある場合は、見積金額のどこに反映されているか、内容、削減額を示してください。

※上記の外、適宜、提案事項がある場合は提案書に記載してください。

（６）実績調書（様式14）

直近５年間の類似業務の受注実績を最大10件記載してください。

契約書の鑑（以下５点が確認できる状態）の写しを添付して一式としてください。

・件名　　・発注者名　　・受託者名

・契約期間　　・契約金額

※複数年にわたり同件名の業務を受注している場合、単年度ごとに記載してください。なお、江戸川区役所発注業務の受注実績を優先して評価します。

（７）企画提案書の作成にあたっては下記を参照ください。

〇SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e083/kuseijoho/keikaku/kuseiunei/sdgs/index.html

〇えどがわ未来カンファレンス

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/tomoni/edocon/

○2100 年の江戸川区（共生社会ビジョン）・2030 年の江戸川区（SDGs ビジョン）
https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kuseijoho/keikaku/kuseiunei/kyosei/index.html

○江戸川区都市計画マスタープラン(平成 31 年３月改定)
https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e016/toshikeikaku/kekakunitsuite/kihonplan/toshikeikakumasutapurankaiteishimashita.html

○江戸川区みどりの基本計画（令和６年４月改定）
https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e066/toshikeikaku/kankyo/midori/keikaku.html

○みんなのこうえんガイドライン（令和７年４月策定）
https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e066/toshikeikaku/kankyo/midori/midori/minnanokouen.html

7．提案内容の評価

（１）提案内容の評価については、区に設置する選定委員会において審査を実施します。

（２）審査の実施にあたっては、「応募条件」及び「委託仕様書」を満たす事業者を前提に以下の評価項目に基づいて評定し、配点総計の最も高い事業者を委託予定事業者として選定します。

評価項目	評価細目	合計点
Ⅰ　業務体制	①業務体制（様式３）	25
	②経歴経験（様式４）	
	③教育体制（様式５）	
	④緊急体制（様式６）	
Ⅱ　管理運営	⑤管理業務（様式７）	30
	⑥緊急業務（様式８）	
	⑦情報連携（様式９）	
	⑧環境配慮（様式 10）	
Ⅲ　提案	⑨独自提案（様式 11）	20
Ⅳ　経済性	⑩見積金額（様式 12・13）	10
Ⅴ　実績	⑪業務実績（様式 14）	15

※　評価項目の内容が記載されていない場合は、当該項目は０点とします。

8．選考結果について

選考結果は区公式ホームページに掲載します。また応募された事業者には、電子メールにて通知します。

9．その他

（１）委託予定事業者決定後に辞退した場合は、選定委員会で協議の上、次点の事業者を委託予定事業者に選定します。

（２）個別の審査内容や選考過程等の内容についての問い合わせには回答しません。

（３）提出された企画提案書は、江戸川区に帰属するものとします。

１０．担当部署

江戸川区環境部水とみどりの課南地区公園づくり連携係

電話：０３（５６６２）１９３４

（みどりサービスセンターへつながります。）